

第5章 障がい福祉サービスの見込み

本章での障がい福祉サービスの利用量については、第5期計画期間中における利用実績と、今後の事業者の意向を踏まえて第6期計画の見込量を設定しています。

1 訪問系サービス

(1) 居宅介護・重度訪問介護・同行援護・行動援護・重度障がい者等包括支援

<居宅介護>

居宅介護とは、障がいのある人の家庭に対してヘルパーを派遣し、入浴、排せつ、食事などの身体介護や洗濯・掃除などの家事援助を行います。

<重度訪問介護>

重度訪問介護とは、重度の肢体不自由者で常時介助を要する人に対して、家庭にヘルパーを派遣し、生活全般にわたる介護のほか外出時における移動中の介護を行います。

<同行援護>

同行援護とは、重度の視覚障がい者(児)に対し、外出時に同行し、移動に必要な情報の提供や移動の援護を行います。

<行動援護>

行動援護とは、知的障がいまたは精神障がいによって行動上著しい困難があるため、常時介護が必要な人に対して、家庭にヘルパーを派遣し、行動する際に生じる危険を回避するために必要な援助や外出時における移動中の介護を行います。

<重度障がい者等包括支援>

重度障がい者等包括支援とは、障害支援区分6（児童については区分3相当）で意思の疎通に著しい困難をとまなう人に対して、居宅介護などの複数サービスを包括的にを行います。

【サービス見込量】

第6期計画における訪問系サービスは、令和5年度で63人、1,029時間の利用を見込みます。なかでも、ニーズの高い「居宅介護」におけるヘルパーの人材育成を進め、安定的なサービス提供体制が確保されるよう、サービス事業者を指導していきます。

【訪問系サービスの見込量】

(月平均あたり)

サービス種別	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	実人員	時間	実人員	時間	実人員	時間
居宅介護	35	458	38	498	41	537
重度訪問介護	0	0	0	0	0	0
同行援護	9	178	9	178	9	178
行動援護	12	290	12	290	13	314
重度障がい者等包括支援	0	0	0	0	0	0
合計	56	926	59	966	63	1,029

確保のための方策

障がいのある人やその家族が自宅で安心して暮らしていくには、日常生活を支援する訪問サービスが必要に応じて提供されていることが不可欠です。本町では、各訪問系サービスによる支援が必要な人に対してニーズに応じた提供しています。

今後も障がいのある人が地域で安心して暮らせるよう、サービス提供体制を充実させるため町内及び圏域内において事業所の新規参入を働きかけるとともに、介護保険サービス事業所に対し障がい福祉サービスへの参入を促すことで、ニーズに応じてサービスを受けることができる提供体制の確保に努めます。

2 日中活動系サービス

(1) 生活介護

生活介護とは、常時介護が必要であり、障害支援区分3以上である人及び50歳以上で障害支援区分が2以上である人に対して、日中に入浴、排せつ、食事の介護を行うとともに、創作的活動または生産活動の機会を提供します。

【サービス見込み量】

第6期計画における生活介護は、令和5年度で53人、1,110人日の利用を見込みます。生活介護のニーズが高くなっていることから、必要な介護職員等の人材育成を進め、安定的なサービス提供体制が確保されるよう、サービス事業者を指導していきます。

(2) 自立訓練（機能訓練・生活訓練）

＜機能訓練＞

機能訓練とは、生活を営むうえで身体機能・生活能力の維持・向上などの支援が必要な身体障がいのある人を対象に、自立した日常生活または社会生活ができるよう一定期間、身体機能または生活能力の向上のために必要な訓練を行います。

＜生活訓練＞

生活訓練とは、生活を営むうえで生活能力の維持・向上などの支援が必要な知的障がい・精神障がいのある人を対象に、自立した日常生活または社会生活ができるよう一定期間、生活能力の向上のために必要な訓練を行います。

【サービス見込み量】

第6期計画における機能訓練は、第5期計画期間中に利用実績がなかったことから、利用を見込んでいません。生活訓練は、令和5年度で2人、24人日の利用を見込みます。

(3) 就労移行支援

就労移行支援とは、一般就労などを希望し、知識・能力の向上、職場開拓を通じて企業などへの雇用または在宅就労等が見込まれる65歳未満の人を対象に一定期間、生産活動やその他の活動機会の提供、就労に必要な知識及び能力の向上のための訓練を行います。

【サービス見込み量】

第6期計画における就労移行支援は、令和5年度で6人、116人日の利用を見込みます。

(4) 就労継続支援（A型・B型）

<A型>

就労継続支援A型とは、就労に必要な知識・能力の向上を図ることにより、事業所において雇用契約に基づく就労が可能と見込まれる人に対して、雇用契約を締結し、就労の場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。

<B型>

就労継続支援B型とは、企業などや就労継続支援A型での就労経験がある人で、年齢や体力面で雇用されることが困難になった人、就労移行支援を利用したが、企業や就労継続支援A型の雇用に結びつかなかった人、50歳に達している人などを対象に、就労の場を提供するとともに、就労に必要な知識・能力の向上のために必要な訓練を行います。

【サービス見込量】

第6期計画における就労継続支援は、令和5年度でA型が12人、225人日、B型が52人、860人日の利用を見込みます。

(5) 就労定着支援

就労移行支援等の利用を経て、一般就労へ移行した障がい者で就労に伴う環境変化により生活面の課題が生じている方に対して、相談を通じて生活面の課題を把握するとともに、企業や関係機関等との連絡調整やそれに伴う課題解決に向けて必要となる支援を行います。

【サービス見込量】

第6期計画における就労定着支援は、令和5年度で6人、12人日の利用を見込みます。

(6) 療養介護

療養介護とは、病院などへの長期入院による医療に加え、常時介護を必要とする人であって、①障害支援区分6で、気管切開をともなう人工呼吸器による呼吸管理を行っている人、②障害支援区分5以上の筋ジストロフィー患者または重症心身障がいのある人を対象に、医療機関で機能訓練や療養上の管理、看護、介護及び日常生活上の援助を行います。

【サービス見込量】

第6期計画における療養介護は、令和5年度で1人の利用を見込みます。

(7) 短期入所

短期入所とは、居宅で介護する人が病気などの理由により、障がい者支援施設やその他の施設へ短期間の入所を必要とする障がいのある人に対して、短期間、夜間も含め施設で入浴、排せつ、食事の介護などを行います。

【サービス見込量】

第6期計画における短期入所は、令和5年度で16人、52人日の利用を見込みます。

【日中活動系サービスの見込量】

(月平均あたり)

サービス種別	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	実人員	人日	実人員	人日	実人員	人日
生活介護	51	1,068	52	1,089	53	1,110
自立訓練(機能訓練)	0	0	0	0	0	0
自立訓練(生活訓練)	1	22	1	22	2	24
就労移行支援	4	77	5	96	6	116
就労継続支援(A型)	10	188	11	207	12	225
就労継続支援(B型)	48	794	50	827	52	860
就労定着支援	4	8	5	10	6	12
療養介護(人)	1		1		1	
短期入所	14	45	15	48	16	52

確保のための方策

- ア NPO 法人、社会福祉法人、民間事業者などの事業参入を促進し、多様な事業主体によるサービス供給体制の充実を図ります。
- イ 障がい者施設におけるサービスの現状などを逐次把握し、利用者や家族への情報提供に努めます。
- ウ 医療ケアの必要な障がいのある人などに対するサービス基盤の整備について検討します。

3 居住系サービス

(1) 自立生活援助

施設入所やグループホーム等を利用していた障がいのある人で、一人暮らしへ移行した人に対して、定期的に居宅を訪問し、日常生活に課題はないかを確認を行い、必要な助言や医療機関等との連絡調整を行います。

【サービス見込量】

第6期計画における自立生活援助については、第5期計画期間中に利用実績はありませんでしたが、今後の地域生活への移行を促すため、毎年度1人の利用を見込みます。

(2) 共同生活援助（グループホーム）

共同生活援助（グループホーム）とは、就労し、または就労継続支援などの日中活動を利用している知的障がい・精神障がいのある人で、日常生活上の援助を必要とする人を対象に、地域における自立した日常生活に向けて介護や支援を行います。

【サービス見込量】

地域において、障がいのある人が安心して暮らしていくには、その特性や希望に応じた居住環境を確保することが不可欠です。家族の高齢化や居住ニーズの多様化に対応するため、グループホーム等の設置を促進していく必要があります。大淀町においては、その地域特性を考慮して、第6期計画における共同生活援助（グループホーム）は、令和5年度で15人の利用を見込みます。

(3) 施設入所支援

施設入所支援とは、自立訓練もしくは就労移行支援の対象者のうち、生活能力により単身での生活が困難な人、地域の社会資源などの状況により通所することが困難な人または生活介護の対象者に対して、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護などを行います。

【サービス見込量】

第6期計画における施設入所支援は、令和5年度で23人の利用を見込みます。

【居住系サービスの見込量】

サービス種別	令和3年度	令和4年度	令和5年度
自立生活援助（人）	1	1	1
共同生活援助（グループホーム）（人）	15	15	15
施設入所支援（人）	21	22	23

確保のための方策

- ア 家族介護者の高齢化や親亡き後も身近な地域で生活支援できるよう、グループホームなどの開設を促進します。また、グループホームや施設の状況を把握し、適切にサービスが提供できるよう支援します。
- イ 障がい者施設におけるサービスの現状などを逐次把握し、利用者や家族への情報提供に努めます。

4 相談支援

<計画相談支援>

計画相談支援とは、町が指定する特定相談支援事業者が介護給付費等の支給決定等について、サービス等利用計画案を作成します。町はこの計画案を考慮し支給決定を行います。また、支給決定後においては、指定特定相談支援事業者が、少なくとも年2回は継続サービス利用支援（モニタリング）を行いサービスが適当かを検討します。

<地域移行支援>

地域移行支援とは、障がい者支援施設や精神科病院に入所等をしている障がいのある人に対し、住居の確保、地域生活の準備や福祉サービスの見学・体験のための外出への同行支援、地域における生活に移行するための活動に関する相談等の支援を行います。

<地域定着支援>

地域定着支援とは、居宅で一人暮らしをしている障がい者等に対する夜間も含む緊急時における連絡、相談等の支援を行います。

【サービス見込量】

障害福祉サービスの利用者に対して、サービス等利用計画書の作成が促進されるよう段階的にサービス提供体制の充実を図ります。計画相談支援は、町内で、現在7か所で行っており、令和5年度において計画相談支援で月平均あたり54人の利用を見込んでいます。地域移行支援と地域定着支援については、町内3か所で行っていますが、第5期計画期間中に利用実績はありませんでした。しかしながら、今後の地域生活への移行を促すため、毎年度1人の利用を見込みます。

【相談支援サービスの見込量】

(月平均あたり)

サービス種別	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	人	人	人
計画相談支援	44	49	54
地域移行支援	1	1	1
地域定着支援	1	1	1

確保のための方策

- ア 民間事業者などの参入を促進し、サービス供給体制の充実を図ります。
- イ 相談支援従事者研修の受講を促進し、相談支援専門員の育成、確保に努めます。

5 障がい児支援

(1) 障がい児支援サービスの見込み

<児童発達支援>

未就学児を対象に、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などを行います。※肢体不自由児に児童発達支援と治療を行う医療型児童発達支援もあります。

<医療型児童発達支援>

就学前の児童を対象に、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等を行うとともに、身体状況により、治療も行います。

<放課後等デイサービス>

就学児を対象に、学校終了後または休業日に、生活能力の向上に必要な訓練、社会との交流の促進などを行います。

<保育所等訪問支援>

保育所や小学校などにおける児童に対する支援を通じ、児童が集団生活に適應できるようにすることを目的に、療育経験のある専門職員がニーズに応じて保育所や小学校などを訪問し支援を行います。

<障がい児相談支援>

指定障がい児相談支援事業者が、障がい福祉サービスや障がい児通所支援事業等の利用を希望する障がい児及び保護者の総合的な援助方針や解決すべき課題を踏まえ、最も適切なサービスの組み合わせ等について検討し、障がい児支援利用計画を作成します。

<居宅訪問型児童発達支援【新規】>

重症心身障がい児などの重度の障がい児等であって、児童発達支援等の障がい児通所支援を受けるために外出することが著しく困難な障がい児を対象に、障がい児の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を行います。

<医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置【新規】>

医療的ケア児に対する総合的な支援体制の構築に向けて、関連分野の支援を調整するコーディネーターとして養成された相談支援専門員等の配置を行います。

【サービス見込み量】

障がい児支援サービスの見込み量としては、令和5年度に児童発達支援で15人、放課後等デイサービスで48人、保育所等訪問支援で1人、障がい児相談支援で51人の利用を見込みます。

【障がい児支援サービスの見込量】

(月平均あたり)

サービス種別	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	実人員	人日	実人員	人日	実人員	人日
児童発達支援	13	100	14	107	15	115
医療型児童発達支援	0	0	0	0	0	0
放課後等デイサービス	42	501	45	537	48	572
保育所等訪問支援	1	1	1	1	1	1
障がい児相談支援（人）	37		44		51	
居宅訪問型児童発達支援	1		1		1	
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーター	1		1		1	

確保のための方策

- ア NPO 法人、社会福祉法人、民間事業者などの事業参入を促進し、多様な事業主体によるサービス供給体制の充実を図ります。
- イ 障がいのある児童が住み慣れた地域や通い慣れた地域で活動できる場の確保に努めます。